2016/10/24（３号）

―厚木飛行場は国の自衛隊施設―

厚木基地の 航空機爆音被害の解決は

40年以上の地元の悲願だ

【今も続く爆音の深刻な被害】

電話が中断される、テレビが聞こえない、家族とくつろげない、勉強に集中できない、休むことも出来ない・・・厚木基地周辺に住む人たちからは、悲鳴のような声が上がっています。

昨年の年間爆音（自衛隊機・米軍機）の測定回数は２万回近く。爆音が１日２００回以上になる場所もあります。

血圧悪化のおそれのある人、心臓の病気がある人、爆音のたび起こされて眠れなくなってしまった人、受験生、介護を受ける人、妊娠中の人、被害は時に死活問題です。

【自衛隊機飛行差止めの行方は？】

爆音の差止めを求めた厚木基地爆音訴訟。４回目の訴訟で初めて、裁判所（地裁・高裁）は、飛行場施設の管理をする防衛省自体が行う自衛隊機の活動について、「やむを得ない時以外夜１０時以降の飛行を禁止する」という判決を出しています。

ところが、国は、これにも不服だとして最高裁で争っています。

【爆音の早急な基本的解決を】

激甚な爆音を生じる米軍機はもちろん、連日飛行をし、健康被害が危ぶまれる自衛隊機も人口密集地である厚木基地周辺で無制限に飛行するべきではありません。

裁判所には、地元の実情に目を向けて騒音問題の解決につながる判断を示すことを期待します。

第四次厚木爆音訴訟原告団
大和市桜森 3-5-3 フォントビル１Ｆ
電話 046-200-5505　FAX 046-261-5615

これまでの厚木基地爆音の歴史

厚木基地における騒音被害は 1960 年頃から継続し、1976 年に地域住民が提起した第一次厚木基地爆音訴訟以降、これまで 3 度の確定判決により、爆音被害による損害賠償が認められました。厚木基地の爆音の違法性は、40 年以上という長期にわたって継続しているのです。

今回の第四次厚木基地爆音訴訟は、原告約 7000 人が、国に対し、航空機の夜間飛行の差止めと損害賠償を求めて、2007 年に提訴しました。横浜地裁では自衛隊機の夜間飛行の差止めが全国で初めて認められ、東京高裁もこの結論を維持しました。しかし、米軍機の飛行差止めは退けられてしまいました。

現在、最高裁に係属しています。

1955年　厚木基地にジェット機が配備
1960年　地元自治体が騒音解消の要請を開始
1971年　日本に返還され海上自衛隊が使用開始
1973年　米海軍空母ミッドウェイが横須賀を母港化→艦載機の離着陸による爆音激化
1976年　第一次厚木基地爆音訴訟提訴（～1995）
1982年　NLP（夜間連続離着陸訓練）開始 激烈な爆音が発生
1984年　第二次厚木基地爆音訴訟提訴（～1999）
1997年　第三次厚木基地爆音訴訟提訴（～2006）
2007年　第四次厚木基地爆音訴訟提訴
2014年　横浜地裁判決
2015年　東京高裁判決

これが自衛隊機だ

US-2 救難機

P-3C 哨戒機

P-1 哨戒機

C-1 輸送機

C-130輸送機

LC-90連絡機

S-H60Kヘリコプター